

2019年度 法科大学院

第2期入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
11. 2019年度入試における民法においては、平成29年改正民法に基づいた出題を行います。ただし、平成29年改正民法または改正前民法のいずれに基づいて解答してもよく、改正前民法に基づいて解答しても不利とならず、減点もしません。
※「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」（平成29年6月2日公布）により改正された民法を「平成29年改正民法」といい、改正前の民法を「改正前民法」といいます。

[民法]

設問 1

「損益相殺的な調整」の意味を、具体例を挙げながら説明しなさい。

設問 2

以下の小問（1）（2）をそれぞれ論じなさい。

（1） Aの妻であるBは、Yから金銭の融資を受けるため、Aに無断でA所有の土地甲にYのために抵当権を設定し、その登記がされた。その後、Bが死亡したため、AおよびAB間の子であるXがBを共同相続した。その後、Aが死亡したため、XがAを単独相続した。

Xは、Yに対し、抵当権設定登記抹消登記手続請求をしたが、認められるか。判例だけでなく、学説も参照しつつ論じなさい。

（2） Aの子であるBは、Yから金銭の融資を受けるため、Aに無断でA所有の土地甲にYのために抵当権を設定し、その登記がされた。その後、Bが死亡したため、Bの子であるXがBを単独相続した。その後、Aが死亡したため、Aの孫であるXがAを単独相続した。

Xは、Yに対し、抵当権設定登記抹消登記手続請求をしたが、認められるか。（1）と比較し、（1）と同様に処理すべきか、（1）とは異なる処理をすべきか、自由に論じなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）